

環境 だより



環境に関する補助金制度

住宅用地球温暖化対策設置費補助金

制度

補助対象者

地球温暖化防止対策の一環として、次のいずれかに該当する方に補助金を交付します。

- ① 町内において自らが所有し、かつ、居住する住宅に対象のシステムや単体設備を設置しようとする方
- ② 町内において自らの居住の用に供するため新築する住宅にあわせて対象のシステムや単体設備を設置しようとする方
- ③ 町内において自ら居住するため建築住宅供給者から対象のシステムや単体設備付き新築住宅を購入しようとする方

※住宅が店舗等併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限りま。

4月から対象設備を拡充します

●システム（下記の組み合わせの設備を同時に設置する場合）

設備	上限
① 住宅用太陽光発電施設+HEMS+蓄電池	21万2,800円
② 住宅用太陽光発電施設+HEMS+V2H	11万2,800円
③ 住宅用太陽光発電施設+HEMS+高性能外皮等（ZEH）	16万2,800円
④ 住宅用太陽光発電施設+HEMS+断熱窓改修工事	12万2,800円

●単体設備

設備	1基につき
① 住宅用エネルギー管理システム（HEMS）	1万円
② 家庭用燃料電池システム（エネファーム）	10万円
③ 定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）	15万円
④ 電気自動車等充電設備（V2H）	5万円
⑤ 太陽熱利用システム	自然循環型 1万6,000円 強制循環型 4万8,000円

※先着順で予算の範囲内で補助します。
※4月から申請書等が変更になります。検討されている方は、他にも条件などがありますので、必ず設備を設置する工事が完了する前、または設備付き住宅の引き渡しを受ける前に環境対策室にお問い合わせください。

生ごみ処理機器購入補助制度 補助対象

一般家庭から排出される生ごみを処理する以下の機器を購入する方に補助金を交付します。

補助金額

▽たい肥化容器 容器の一部を埋め込むなどし、生ごみをたい肥化させる容器を購入した場合、購入価格の2分の1の額以内

1基につき50,000円（1世帯2基まで）

▽生ごみ処理機 微生物を投入し、手動または電動でかくはんすることにより、生ごみの分解を促進させ、一部をたい肥等にする機器を購入した場合。又は微生物等は投入せず、生ごみを熱風で乾燥し減量させる機器を購入した場合は、購入価格の2分の1の額以内

1基につき4万円（1世帯1基まで）

※脱水および粉碎の方法による生ごみ処理機は対象外です。

合併処理浄化槽設置補助金

大口町では、将来にわたって下水道への接続が予定されていない地域などにおいて既設の単独処理浄化槽または汲み取り便所を廃止し、合併処理浄化槽を設置しようとする方に対して、予算の範囲内で補助金を交付しています。

対象地域など詳しくは、環境対策室までお問い合わせください。

▽5人槽 35万4,000円

▽6人槽 41万1,000円

▽7人槽 41万1,000円

問合せ先 環境対策室 ☎95-1613